

東寺・大山土地区画整理組合の設立準備のため、土地区画整理法第19条第1項に規定する申請がありましたので、土地区画整理法施行令第68条の規定により、次のとおり施行地区となるべき区域を公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

なお、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成27年6月29日までにその借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

平成27年5月29日

京都市長 門川 大作

1 施行地区となるべき区域

京都市伏見区深草大亀谷東寺町8番地, 9番地, 10番地1, 11番地1, 24番地3

京都市伏見区深草大亀谷大山町27番地74, 59番地2, 60番地, 62番地, 64番地, 65番地, 66番地1, 66番地2, 67番地, 68番地, 68番地1, 69番地, 69番地1

2 縦覧期間

平成27年5月29日(金)から同年6月12日(金)まで

3 縦覧時間

平日 午前8時45分から午後5時30分まで

(ただし、正午から午後1時までは除く。)

土日 午前9時00分から午後5時00分まで

(ただし、正午から午後1時までは除く。)

4 縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル3階

京都市建設局都市整備部市街地整備課

(建設局都市整備部市街地整備課)